

○香芝市建設工事等最低制限価格制度実施要綱

平成21年4月1日

要綱・通知

管財課

改正 平成25年4月1日要綱・通知

平成26年4月1日要綱・通知

平成27年4月1日要綱・通知

(題名改称)

平成29年4月1日要綱・通知

令和元年10月1日要綱・通知

令和3年4月1日要綱・通知

令和5年4月1日要綱・通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市が競争入札(以下「入札」という。)により建設工事等の請負契約等を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平成27年4月1日・一部改正)

(最低制限価格の設定の対象)

第2条 最低制限価格の設定の対象は、次に掲げるものの中から、あらかじめ市長が指定するものとする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事という。）及び除草業務委託（以下「対象工事等」という。）
- (2) 測量業務
- (3) 建築設計業務
- (4) 建設コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務

(平成27年4月1日・一部改正)

(対象工事等に係る最低制限価格の算出)

第3条 対象工事等に係る最低制限価格は、対象工事等の設計金額算出の基礎となった次の

各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く。)の合計額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の10分の9.2を超える場合は設計金額に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計金額の10分の7.5に満たない場合は設計金額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合は、設計金額に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で最低制限価格を定めることができる。

(平成25年4月1日・平成26年4月1日・平成27年4月1日・平成29年4月1日・令和元年10月1日・令和3年4月1日・一部改正)

(測量業務に係る最低制限価格の算出)

第4条 測量業務に係る最低制限価格は、測量業務の設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く。)の合計額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の10分の8.2を超える場合は設計金額に10分の8.2を乗じて得た額とし、設計金額の10分の6に満たない場合は設計金額に10分の6を乗じて得た額とする。

- (1) 直接測量費の額
- (2) 測量調査費の額
- (3) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(建築設計業務に係る最低制限価格の算出)

第5条 建築設計業務に係る最低制限価格は、建築設計業務の設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く。)の合計額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の10分の8を超える場合は設計金額に10分の8を乗じて得た額とし、設計金額の10分の6に満たない場合は設計金額に10分の6を乗じて得た額とする。

- (1) 直接人件費の額
- (2) 特別経費の額
- (3) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(建設コンサルタント業務に係る最低制限価格の算出)

第6条 建設コンサルタント業務に係る最低制限価格は、建設コンサルタント業務の設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く。)の合計額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の10分の8を超える場合は設計金額に10分の8を乗じて得た額とし、設計金額の10分の6に満たない場合は設計金額に10分の6を乗じて得た額とする。

(1) 直接人件費の額

(2) 直接経費の額

(3) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(地質調査業務に係る最低制限価格の算出)

第7条 地質調査業務に係る最低制限価格は、地質調査業務の設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く。)の合計額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の10分の8.5を超える場合は設計金額に10分の8.5を乗じて得た額とし、設計金額の3分の2に満たない場合は設計金額に3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 直接調査費の額

(2) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

(4) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(落札者の決定)

第8条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込み者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格の記載)

第9条 最低制限価格を設定したときは、最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(最低制限価格の周知)

第10条 最低制限価格を設定したときは、当該入札に参加しようとする者に対し、当該競

争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の香芝市建設工事最低制限価格制度実施要綱の規定は、平成26年4月1日以後の入札執行に係る契約について適用し、同日前の入札執行に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の香芝市建設工事等最低制限価格制度実施要綱の規定は、平成27年4月1日以後の入札執行に係る契約について適用し、同日前の入札執行に係る契約については、なお従前の例による。

(香芝市除草業務委託最低制限価格制度試行要綱の廃止)

3 香芝市除草業務委託最低制限価格制度試行要綱(平成26年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の香芝市建設工事等最低制限価格制度実施要綱の規定は、平成29年4月1日以後の入札執行に係る契約について適用し、同日前の入札執行に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の香芝市建設工事等最低制限価格制度実施要綱の規定は、令和元年10月1日以後の入札執行に係る契約について適用し、同日前の入札執行に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の香芝市建設工事等最低制限価格制度実施要綱の規定は、令和3年4月1日以後の入札執行に係る契約について適用し、同日前の入札執行に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。